

平成 23 年度第 3 回 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり
県民会議（障害者県民会議） 議事録

平成 23 年 11 月 18 日（金）16：00～18：00

場所：県庁 3 階第 1・第 2 会議室

出席者（16 名）高嶺豊委員、西原千男委員、長位鈴子委員、仲川福俊委員、
比嘉豪委員、高良幸勇委員、新垣佳子委員、川勝さゆり委員、照喜名通委員、
伊佐直樹委員、島村聡委員、田中寛委員、岡野真由美委員、
高江洲誠委員、照屋守道委員、下地雅美委員
欠席者（3 名）新開秀雄委員、村上尚子委員、前城ヨシ子委員

喜舎場班長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これより平成 23 年度第 3 回沖縄
県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議を開催いたします。
本日は、お忙しい中、この会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の会議の進行は、沖縄県障害保健福祉課の喜舎場が務めさせていただきます。
よろしくお願ひします。

まずはじめに、本日の会議は、障害者県民会議設置要綱、障害者県民会議傍
聴要領等に基づき、運営してまいります。

本日の傍聴定員は概ね 10 人とし、既に傍聴者を入室させております。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

お手元に配布資料一覧がありますが、資料の不足等がございましたら、事務局
までお申し付けください。よろしいでしょうか。

議事に入ります前に、各委員に、ご協力をお願い申し上げます。

前回にも申し上げましたが、本日の会議には、聴覚障害のある委員が参加さ
れており、2 名の方が手話通訳としてついております。

また、要約筆記の方もお願いしてございます。

複数の方が同時、又は早口でお話されますと、手話通訳・要約筆記に支障が
生じるおそれがありますので、どうぞご配慮のうえお願いいたします。

それから、各委員におかれましては、発言される場合に、挙手をしていただ
き、マイクをお持ちしますので、マイクのご使用をよろしくお願ひします。

なお、本日は新開委員・村上委員・前城委員が都合によりご欠席と伺っております、合わせて高良委員・高江洲委員が遅れるとのご連絡がございました。照屋委員も少し遅れている様でございます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高嶺会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

高嶺会長

皆様、こんにちは。高嶺でございます。本日もよろしくお願いいたします。

今日は4つの議題がありますので、これに沿って進めていきたいと思っております。最初に、これまで行われてきたヒアリングについての報告をまず最初をお願いをしたいという風に思っております。このヒアリングの用紙については皆様にお配りした資料1の方にまとめられておりますのでこれを参考にしながらお聞きして頂きたいと思っております。

それでは3班に分けてヒアリング実施致しましたので、順序良く進めていきたいと思っておりますのでご協力宜しくお願い致します。

発言も人数が多いですので、出来るだけ3分以内でおさめて頂きたいと思っております。

今日はストップウォッチを設けて3分になりますと声をかけますので、(委員の皆様においては)それからは簡潔にまとめて頂くようにしたいと思います。

それではA班の方、長位委員、照喜名委員、伊佐委員、高江洲委員、この方に最初発表して頂きたいと思っております。

長位委員

資料の4ページの方の10月28日、田中(委員)にコーディネートしていただき、美咲特別支援学校の方でヒアリングをしました。

生徒が3名、卒業者2名の計5名という形です。

事務局の方で分類していて、雇用の部分と教育の部分ですね。

最初に田中委員の方から、嫌な事、あった事の話をして下さいという事でしたが、皆最初は嫌な事は無いとかわからないとかいうイメージでした。

それで例えばこんな事ですという風に田中さんの方から事例を出して頂いて、こんなことがあったあんなことがあったという形で、雇用の方で上司から数字がわからないとか仕事がおそいとかいわれたとか、あと就業していた頃、職場の同僚からひどく怒られたと、知的障害というものを理解していなかったためにそういった言葉になってしまっているという(風にとらえました)。

小学校時代仲良し学級だったんですが、上級生から服を脱がされた事がそう

いえばあったという風に後から後からどんどん思いだしてくるという状況でした。

お金も金銭せびりがあり、度々要求され持って行ったという事でした。

それで、これは大人になった人達からの発言でしたが、今でもバスの乗り換えがよく分からないという事で行きたくてもこのバスがどこに停まるのか、どういったルートで行けばいいのかというのがよくわからないのでそれをなんとかして欲しいという事が多くの知的障害を持っている人達があるのかなと思いました。

照喜名委員

アンビシャス照喜名です。

感想としては、最初は緊張したりもあり、本音が出なかつたりとかもあったんですが、田中委員の方からいろいろお話すると、色々思い出して出てくると。

ただこれが自分で差別されたとかイジメとかされたという認識が無いんだなというのが初めて分かって。これが知的障害の子なんだというのが今までわからなかったので、例えばDVされている女の方がDVされてる事に気づいてない、愛されているからという事と同じ感じで子ども達も差別、イジメというのをこれが差別だというのがわかっていない、それをどうわからせるのかというのをどう分からせれば良いのかなというのがかなりショッキング的な事でした。

伊佐委員

沖身協の伊佐です。

沖縄より寒い所に行って、いらぬお土産（風邪）を貰ってきてしまいました。マスクしたままでご了承ください。

先だつてのヒアリングで感じた事は、やはり田中委員のスムーズな進行というのがすごい手助けになったのじゃないかなと思いました。

やはりしっかりした進行役がいると上手い具合に差別事例の話とかが聞き出せるのかなと思います。

ただまだ走り出したばかりですので、これからまた上手くひきだせるというのが、この前、島村さんから話があったのですが、なかなかこういった事例というのを聞き出すのは相当難しいというのがわかりました。

ただヒアリングチームが回を重ねる事により段々とスキルアップしていった色々な事例が聞き出せるのじゃないかと思います。

他府県の熊本の方に聞くとヒアリングを何十回も行ったそうです。

勉強会もワーク形式で行ったと聞いています。

その中で色々なやりかた、手法があると聞いたので、九州では熊本なのです

が、先行している所を参考にしながら今後取り組んでいかないといけないのじゃないかなと思いました。

以上です。

高嶺会長

高江洲委員はまだいらっしゃいませんね。

A班の方からは報告以上です。引き続きB班の方に移りたいと思います。

こちらは、西原委員、比嘉委員、岡野委員、川勝委員、照屋委員の5人の方をお願いしたいと思います。

西原委員

こんにちは、西原です。遅れてしまいました。申し訳ないです。

私は主に教育の分野でお話を伺ってきたんですが、障害のある子について保護者の方から専門の教育を受けさせた方が良いので、普通の学級じゃ良くないんじゃないのかとか、それから障害児の就学というのも固定化されていると(いった話を伺いました)。また、(NPO法人)イルカを通して行政に相談をしたというのがありまして、各市町村で就学指導委員会というのがありますが、それは指導ではなく説得の機関である、インクルーシブとか共生というのもよくやるんですが、学校教育関係者があまり関心がないという事がありました。

保護者自体は子どもの状況は学級内では子ども自体助け合っって子ども同士楽しくしているのだけれども、学校、行政があなたのお子さんはそこではない、障害の学級にいきなさいという事がありました。

あと一点は、医療的ケアが必要な子だったのですが、施設からは学校は無理と言われ訪問教育を受けていると。それから学校に保護者がいても待機場所が無いという話がありました。

それから医者から学校OKと言われても学校の方が断ってくるというお話もありました。

ただ、重々話をしていかないと理解がさせられないんだなと思いました。

全部が全部通常の学級を望んでいるという事では無くて、3年生ぐらいまでは様子を見たいので普通の学校にいておきたいと、それからそういった子どものストレスを見ながら考えたいという事で少し意見交換をしないと保護者の支援が良くわからないという状況もございました。

教育については、記録をしてございます。以上です。

高嶺会長

B班の方は自立生活センター・イルカの長位委員のコーディネートでまとめて

頂いて、6人の方に行って頂きました。次は岡野さん。

岡野委員

ヒアリングに参加しての感想です。

医療的ケアの必要なお子さん、障害を持っているお子様がいるお母さんからのお話で、生まれた時に子どもが障害を持っているという事で、これからどうやって生きて行けばいいのだろうという話を聞いて、とっても葛藤しながらそれを凄く大変な思いをして乗り越えて行くんだという話を聞いて、そういう時に事例として医療機関の人から情報提供の言葉で差別的な扱い、言葉を何件か聞きました。

見込みが無いとか、残念ながらという話をつけて話をするという事で、精神的につらい立場にある時に医療機関、福祉もそうですが、どういう視点で言葉を使って情報提供を出来るか、言葉選びが大切だと感じました。

どんな事があっても一人一人がとても大事な存在であるという視点に立ち、情報提供の言葉を選んでお伝えしなければならないと感じました。

あとは、母親からは自分が倒れたらどうするんだろう、とか、今でも好きな事ができないとか、温泉にも行きたいというお話も聞いたりして、私を含め健常者が自由に出来る事が障害をもっている親御さんは難しく出来ないという事で胸が痛んだりしました、その辺どうやって条例に具体的に実効性のあるものとして盛り込んで行けるかというのに悩みを感じました。

一人一人の姿勢というか物の見方をどういった風に変えられるのだろうという事を考え込んでしまいました。

でも、お話が聞けてよかったです。このお話を基に色んな方に伝えていきたいです。

高嶺会長

引き続き比嘉委員をお願いします。

比嘉委員

聴覚障害者の比嘉です。

ヒアリングをさせて頂きましたが、当然私だけが聴覚障害で違う立場からお話を聞かせて頂きました。

当事者の立場と親の立場は感覚的に心理的に違いがあるのではないかと、という事を大きく感じました。

医者から「残念ながら」、「見込みがない」等、冷たく受け止められる親の気持ちもわかります。

当事者の立場からすると仕方ないので受け止めなければならないという状況になってきます。

始めは苦しいかもしれないが、現状、障害を受け入れなければならないという事が起こってきます。

もう戻らない、普通には戻らないと言う事になると思うんですが、なんというんですか、障害を受け入れる、認めなければならないという事になってくると思います。

そういった立場からすると考え方（捉え方）という所で格差があるのじゃないかという風に感じました。

もう一つ、親の立場は良く分かります。ただ、当事者、親がいなくても自立できるという事です。当事者が社会的協力、支援を受けながら自立出来るんだといった気持を持った考えを持った人達が少なかった。今まで長い間社会の中で隔離されて生活してきたという事が当たり前のじゃないかなと。もしかしたらそういった考え方を変えるのは難しいかもしれませんが、当事者も、親の立場も分かりますが、親とは別に社会が色々援助し、それなりに自立した生活を送れるんだという考えを持っていないということに大きな遅れを感じました。

補足ですが、ヒアリングの時間が短いとも感じました。中々簡単に言えない、言いづらいといった人もいます。それなりに対象者に合わせたヒアリングの時間も配慮しなければならないという事も感じました。

特に今回盲ろう者の方がいましたが、内容が把握出来なく、発言出来ないという事がありました。

視覚障害者の方も一緒だと思います。

なのでその人達に合わせて雰囲気づくりをし、丁寧に聞いていくという事が大事だと感じました。

高嶺会長

ありがとうございました。

ヒアリングの中身、これからヒアリングをして行く上のやり方について提言がありました。

照屋委員

こんにちは照屋です。

前回イルカで差別を感じた事があるかという事で問いかけた時に、ほとんどの皆さんが差別を感じたことが無かった自覚が無いという事でびっくりしたのですが、健常者が全然関わりを持たない無視するというのも一つの差別だと思いました。

私も知的障害の娘がいるのですが、医者に小さい頃から言われました。もう治らないと言う事をはっきり言われたのですが、お医者さんにしたら毎日関わっている職種・仕事の中から出てきている言葉かもしれませんが、それは親に対する言葉ではないだろうと感じました。

医者にも言い方があるだろうという風に感じました、別の言い方があるのじゃないかなと、言葉の配慮が必要だと思います。

私が思うに昔の沖縄ならそういった条例が無くても障害者が生きていけるんじゃないかと思います。

地域にもそういった方々がいたのですが、こういう中で条例つくってもそれを使わなかったら意味が無い。

どういった形で継続していくかというのが難しい問題だと、障害を持っている人達にどういう思いで生活しているんですかと聞いてもなかなか思っている事が出てこない。

ある障害者の方にいわれたが、この方ろうの方でしたが、「こういった世の中がくると思わなかった。生きて良かったと思った。昔よりは生きやすくなっていると思った」というのを60半ばの女性の方から聞いたのですが、その方からすれば昔よりは良くなったという風に言われるんです。

障害者が生きやすいと、でも私たちから見ると、まだまだそこまで行きついていないという事が感じられるし、障害を持っている方々に我々健常者が常に目配り気配りを無くすのが一つの差別を無くすといった所に通じるのじゃないかと、当事者からそんなに大きな差別を感じた事はなかったという事でしたがそれは私にはショッキングでした。

高嶺会長

医療関係者の方、障害者の方が理解されない、それから、やはり差別というのが自分の中でなにが差別か良くわからないという状況がありますね。

川勝さんお願いします。

川勝委員

ヒアリング当日は精神的に調子が良くなく、十分に聞けなかった所がありました。聞けた範囲で意見、感想を述べさせていただきます。

障害をもった子どもをもった親の方が多くいて、親が亡くなってしまった後の子どもが心配という親御さんの方が多かったです。

また、視覚障害の方々ですが、今は親と一緒に暮らしているから大丈夫ですが親が亡くなったあと自分は心配だと言う風に言われておられて、家族の関係

は大事だが、家族だけでは支えきれないというのが現状で、だから福祉、医療、地域との繋がりが大事・重要だなと感じました。

ここを福祉、医療、地域との繋がりに、そういった所をどうしていくかが重要だと感じた。

他の班の方々も言われていたんですが、医療との関係において、親の立場で子どもに対して 厳しい言葉を言われて傷ついたという事がありました。やはり医療従事者、お医者さんは、配慮は大事だし、親として現実を受け止めて欲しいという事できつい事を言っているかもしれないですが、そこら辺が難しいなと思ったりもしました。

実際にお医者さんはきつい事を言いますが、きつい事を言われショックを受け、実際その通りにいかない時もあるが、でもやはり言われたら親としては傷つくし、だから医者・医療関係者には配慮が必要だが、受け止めると言う事も親としては必要になるので、受け止めたら具体的にこれからどうしていこうと考えていく事が出来て、そういった問題にも気づいていけるという風を感じた。具体的な対処・問題にも気づいて聞けるという事が大事だと思いながら、でも実際に問題が起きたらどうやってやっていくかが問題だと感じた。

特に教育の問題でも実際に義務教育・・・・

高嶺会長

少しまとめてください。

川勝委員

教育の問題も大きいと感じました。実際に障害児でも子ども達は一緒にいれば自然に配慮するが、先生の教育する側は配慮は無理でしょという事で、実際にそうじゃない事もあるので、普通教育と特別支援教育、そこの兼ね合いは難しいかなと、普通学校で楽しかったら良いと思うが、それだけじゃ足りない部分もあると思いますし、そこら辺の兼ね合いを考えて行けたらいいなと思いました。

高嶺会長

今の発言に対してなにか？

比嘉委員

今の意見に関して、言いたい事があります。

心苦しいんですが、照喜名さんが言っておられていたんですが、大丈夫かといわれましたが通訳者に対してなのなんですが、それも差別です。通訳者が自分か

ら言うのは良いのですが、聴覚障害者ではなく他の通訳者に大丈夫かというのではなく、当事者に聞いて欲しかった。通訳者に聞くのは（当事者に）失礼になる。それが差別に入るので気を付けて頂きたい。

高嶺会長

比嘉委員の意見ありがとうございました。

手話通訳、要約筆記もありますので、そこらへん気を付けて欲しいですね。

伊佐委員

福祉新聞を見ていると、今日の今の様な会議の中の話が出てくるのですが今の様な会議自体に差別があり合理的配慮が足りないじゃないかという事がありました。

当事者の立場で物事を考えるようにしているのですがそこらへん難しいなど感じております。

高嶺会長

出来れば思った事、話してもらって、シェア・共有していきたいですね。

B班の方はこれで全員終わりです。

それでは C 班に移ります。こちらは、てるしのワークセンターでヒアリングされた田中委員、新開委員、高良委員、下地委員、前城委員の方がいらっしゃいますのでお願い致します。

田中委員

私の場合で今のお話、おっしゃった、この会議中でですね、そういう事があるのではないかと、我々もわかっている様なつもりで発言だとか、あるいは言葉遣いだとかそういった所で、本人の意識の外で差別的な行為をしているという事がやはりあると思うんですね。

それは、我々だけではなく、県民・国民全体にあるわけで、ですからこういった会議の中でよりマスコミの方達に沢山参加して頂いて、そういった所をしっかりと伝えて欲しいと思っています。

毎回、こういった所に来て頂いてこの状況でもそういった事実があるのだと言う事、それを周知して頂きたい。

私は11月15日、精神障害者福祉会連合会のコーディネートで「てるしのワークセンター」に行きました、当日は43歳、47歳、57歳、58歳の当事者4名と母親と思われる方の計5名でヒアリングをさせて頂きました。

その中で精神の方は、知的の方とは、違うなと思ったのは、発言がしっかり

していて、ご自分の意思をはっきり伝えて頂いたという事です。

差別的な事としては、親や病院が自分を理解していない、環境、育ちもそうなのですが、そういった所をとて強調されていた所が目につきました。

まず親が自分の車の免許証を隠してしまったとか、あるいは職業訓練校の人は精神障害者は入れないとか、アパートを借りる時、調査段階で却下、どれだけ待っても調査の結果が出て来ずに、最終的にはアパートに入れなかったとか。また保証人の問題で、保証人がとても自分達の場合なってくれる人がいない。ですから保証人がいないとアパートが借りられない、だから入院をするんだという方もいらっしゃいました。

それと先程の病院の話で、親が病院に言う事を病院側は信じるが、私たちの言うことは信じてくれないと。ですから監禁状態にもなる様な事もあるんだと、そして監禁されている方が黙っている所を見るとやはりおかしいんだという言葉方をする、そういった所も差別ではないかと、イタリアでは入院が18日程度なのに、日本では300日の入院をさせられる事があるんだと、何年も入っている人もいるんだという話をされていました。

ですからやはりご本人の中でも、4人の中で、ほとんどの方も、10代に発病されてもう今は良くなったというそういった言葉方をされていた。お一人だけはまだ治っていないと、薬でこういった状況だけど、私たちはまだそういった状況にありますという事をはっきりと明言されていました。

このヒアリングの中で先程も言いましたように、障害の特性それぞれ違うのですが、やはり対応や環境によって差がありますが、悩みの部分がやはり、とても共通していると言う事が、それがやはり認識できました。

親とか周囲の人達の理解、それから、生活の環境の場、仕事や日常の活動の場、そういった所の不満・不安をそれぞれみなさんもってらっしゃると感じました。以上です。

高嶺会長

では引き続き高良委員。

高良委員

田中委員が、全部お話してるいので、あまりお話する事がないのですが二つ程、お話しさせていただきます。

まず住まいの件ですね。やはり精神障害者とわかると入居出来ないと。保証人がいる事はさる事ながら、精神障害という事で断られると、私が考えたのは病院から出て、社会生活をして欲しいという事は、普通に生活出来る方が、社会に出ている訳ですから、私共は前向きな感じでやるべきではないのかと。た

だ今度お会いした方々は非常に優秀で、次に会った方は優秀でリーダー格の方々だったんじゃないかなと思って、むしろ自分の方が学ばされたという程しっかりしていて、本当に多くのそういう障害者の方々の意見を代表しているのかなと思うぐらいしっかりしていて、私は随分圧倒されました。

先程申しましたように、この住まいと就職、これについて、雇用となる前提とした勉強、それをする場所と、また就職する場合に、住まいの場合はある団体が保証になって入居出来るようにするべきではないかと、問題は話を聞きましたけれども、彼らの言っている事をどのように、この障害者条例の中で表現するかと、常にこの条例を作る為にヒアリングしている訳ですから、ヒアリングをしながら常にこの事を条例にどのように入れて、どのように実践していくかに随分悩まされまして、条例を作る時には皆様の意見十分聞きたいなという印象を強く持ちました。以上です。

高嶺会長

引き続き下地委員。お願いします。

下地委員

はい。こんにちは、株式会社レキオス下地です。

今回私も参加させて頂いてどちらかというと、当事者の方々が積極的で、自分達の事を知って頂きたいという姿勢にとっても関心を得たというか学ばされたというか、色んな資料を持ってきてこういった思いとか、こういった病気はこういった症状あるんだよという伝える姿勢が凄く強くて私たちの方が知らない事を色々教えてもらったという事に感謝しました。

一応どちらかというと、今居住サポートという仕事をしている中でさほど珍しい意見というのは私の方は感じませんでした、だからこそやはり中々突破出来ない壁があるんだなという事を感じました。

やはり偏見の部分というのが強いなというのもありましたし、今高良委員もおっしゃっていましたが、住まいの件ですね。恐らく逆の意見からすると障害だからではないという事も押さえてもらいたいなという事もあるんですよ。我々は高齢者、母子、外国人含め居住サポートさせてもらうんですが、少子化の問題、核家族問題だとかいろいろな社会的問題で住まいの保証人の問題であったりというのがまだ解決出来ていないので、こういった所では当事者の方にも決して障害者だからというだけではないという意見交換もさせてもらった部分は良かったと思います。しかしながらこれはまた別の問題として別の部会とかで解決していこうという形で取り組んではいるのですが、しかしながら現状としては偏見があって、貸し渋りを受ける事とか、やはりそれとは別に長期的

入院の方々、社会的入院というのですかね、そういった方々を引き受ける際に、どうしても生活レベルがきちっと整わないままに対応させられるという事も見受けるので、そういった部分の間をなにか取り持つような仕組みというのをやはり必要だなと思う事。あともう一つは民間にかかり過ぎるのでは無く、団地ですね、公営団地の入居制度が厳しいと言う事も感じるので、その辺りも合わせ見直しをかけていくというのはこの場だけではないと思うのですが、市町村含め県営団地等の管理の面から携わったりもしますが、それも出来れば検討していきたいという事も色々考えさせられました。

中でも一番ショッキングだったのが雇用の問題が、訓練校に通えないという事に関してはやはりショッキングに感じた。

やはり住まい、仕事が先か、住まいが先か、これは我々も一緒だと思うんです。

その辺り平衡して解決出来る様なものを見出したいなという事を感じました。

高嶺会長

ありがとうございました。

住まいの問題、雇用の問題が大きなテーマになっていますね。

居住問題続きから雇用の問題が、問題じゃないかという、それで今日は前城委員が欠席ですのでこれで、ヒアリング出席された方もいるわけですが、私も含め、日程が合わなくて出席出来なかったのですが、出席できなかった方も含めてヒアリングについてご質問ご意見ありましたら宜しくお願い致します。

西原委員

ヒアリングそのものについてではございませんが、私たちのお互いの発言の中に知的障害に比べて精神障害者は表現・発言がしっかりしているという事もあり、そうしますと、発言がしっかりしない障害者がいるわけなんですね。

普通の障害の無い人がいて、障害のある人が精神障害者の発言がしっかりしていますよ、知的障害者はできないんですよと、発言の中で序列化をしているのかと思うんです。私は長い間学校に勤めていますけども、特別支援学校で社会参加自立という事が大きな学校のテーマになっているんです。

そしたら親から誰も、自立している人は誰もいないんじゃないかと。だからその学校に入れなくても普通の小学校に入れても一緒だよと。自立という言葉を使うのは皆概念が違うので今の場合でも知的障害者に比べて精神障害者は発言がしっかりしているとなると他の皆さんはなんだろうかと思うんです。

だからそこをやはり、その状況を的確に発言をして足りない部分は誰かが補うというそういう風なおさえ方をして行かないと、自立をしない人がいるんだと、

お互いの発言の中にそういった表現が出てきているんじゃないのかなと思います。とてもその発言については気になります。以上でございます。

高嶺会長

ありがとうございます。

田中委員

先程私が知的の人と違ってしっかり自分の意思を言えるという所でしっかりという、さっき自分でも言った事なのですが、日常使っている言葉で、やはり表現の仕方、しっかりという事ではなくて自分の意思を相手にしっかりと伝える事が出来る人がいるんだと、そういう言い方をすれば良かったですが、つい簡略してそういった言い方をしてしまいました。それもある意味差別になってしまいますね。

こういう中でそういう言葉の使い方、言いまわし方をされていると、またさっき言ったように3分という時間の中でやはり伝えようとするという事もやはりあるのかなと思います。

言い訳にはなりますが、もう少し相手に伝えられるような言葉をこれから考えて行きたいと思っています。

高嶺会長

ありがとうございました。

ヒアリングの中身、それからヒアリングの仕方について意見をお願いします。

長位委員

私は、比嘉委員がその話していた、私たちは障害をもっている当事者の視点の方がはるかに強いんです。

それで、いろんな場所で聞いていてもそれぞれ人の立場で発言されているところに対して少し違和感を持っていたり疑問を持っていたりする事って多々あるんですよ。そこら辺で今後どういった風にかみ合わせをしていくのかっていう事と、やはり仕事から、人の話しを聞くという事が凄く多いのですが、今皆さんの意見を聞いていて思ったのは、本当に今の社会でも生きていくという事に対しては大体、不安を感じている人が多くいる。障害のある人もない人も関係なく、本当に生きやすい社会ってどういう風にして作ればいいのかという事を議論をするのが最終的な目的なのかなと思います。

先程西原委員もおっしゃられていた、自立の概念も大分時代とともに変わっては来ているのですが、やはり自分でなんとかしないといけないという形の年

年齢にも全然大きな違いがあるのでそこについても共有していく必要があると感じた。

高嶺会長

他に、比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

ヒアリングをする事はとても良い事だと思います。障害当事者の中に例えば自分の生活範囲を入れる視点、社会全体の中で見る視点二つあると思います。

自分の置かれている場の視点と、社会全体という大きな視点二つあると思います。

経験を通しての考え方と、もう一つは、社会全体を見てどう思うか、社会の問題として社会の意識として考えるというその二つに分かれると思います。

当事者の中にも二つを分けて考えている人はいっぱいいると思います。

障害者の中でも、何も考えないままいる方。

また別に社会として問題意識を持って発現される方の二つに分かれています。

この二つに分かれている、こういう考え方をそれぞれ持っているという事を皆様が十分理解しているか問題になると思います。

例えばろうあ者も視覚障害者も皆同じだと思っているかもしれないが、自分の生活をする中で、生活をしていく中で、自分の家、その行動範囲、経験の範囲の中だけで考える人、もしこの行動範囲が狭ければ、もしかしたら問題すら気付かないで生きているかもしれませぬ。

逆に、自分の家から出て色々な所に出かけて行っている人の場合だと色々な障壁バリアを感じた時に社会的な問題として感じるという事が出来る。

それが差別だと、問題だという風に意識をする。

それが生まれるきっかけになる。

そういった経験が出来ているかどうか、そういった事に分かれているんです。

そういう障害者がいると言う事をしっかりと皆様が理解しているのかどうか確認したいです。

聴覚障害者でも実際情報知識が足りないために、自分が差別されている事すら気付かないという人もいます。

情報や知識を沢山持っている人なら、おかしいという事に気づくという事が出来ます。

その中から色々行動が出来る訳です。

もしかしたら、その事について自分から発言する機会を持てるかもしれませぬ。

そういう障害にも、こういう二つに分かれているという事がしっかり理解されているかどうかという事を確認したいと思います。

高嶺会長

凄く重要な意見だという風に思いますが、恐らくこれからヒアリングを続ける中で、やはり自分は差別感じて無い方も色々出てくると思うんですが、それでそのまま良いかというところではなくて、その方の環境を含めて我々は気を付けてみるべきじゃないかという事が重要だと思います。

それでは、行かれなかった方で、仲川委員と、島村委員に少しご意見お聞きしたいと思います。

仲川委員

時間の都合で行けなかったので、すみません。

今の意見を聞いて当事者の立場に立った事をもっとくみとるという事がこれも書かれていますが、火曜日毎週やっていく中でまた生まれてくると思いますので、視覚障害にも、2重障害の人もいます。

そういった方達の事も聞いてやっていければ良いかと思います。

高嶺会長

ありがとうございます。島村委員どうぞ。

島村委員

すみません今回ちょっと行けなかったんですが、私、20年前に同じ事をしていた事があり、国連の障害者の10年が終わる時、平成4年の時に、市の仕事としてですが、身体障害者福祉協会に力を借りて、市役所の課長クラスをずらっと並べて、障害を持った人達をずらっと来て頂いて、同じ様にどんどん発言をしてもらって皆で聞こうという事をした時に、同じ雰囲気でした。その辺りで今出ている比嘉さんがいった様な議論がやはり大きくクローズアップされた事を覚えています。

結局今回の内容を見ても、制度は良くなっているが、その辺りは随分変わった印象はありますが、基本の所にある自分の障害をやはり中心に考えざるをえないという所があり、周りとどう整合を取ればいいのかとまどうというのは変わっていない。

だから多分このことが永遠に続いて行く話なので、こういう条例を作るという宿命があるものですから、我々はこの出てきている事案をどう整理していく事にやはりなっていくのかなと。整理の仕方に今から重心が移っていくんだと

いう、まだまだヒアリング続くのですが、この辺の仕方を相当議論していかないといけない。

まるめすぎてもダメだし、細かくし過ぎても今度はお互いの利害が先鋭化してしまう事になりかねないので、そこをやはり議論していきたいというのが今回特に感じた点でございます。

高嶺会長

新垣さん、もしご意見あれば色々今の事例についてですね。

新垣委員

皆様のご意見を聞いて、ちょっと理解出来ない所がいっぱいあるので、もっとわかりやすく説明して欲しいと思います。

高嶺委員

今、田中委員が少し説明をさせて頂いているんですけど、出来ればまた具体的にお話して頂ければと思います。私も実は日程が合わなくてヒアリング 1 回もいけなかったが、今日のお話を聞いていて、やはり、皆さん感じている事がいろんな分野に渡っている事がわかり、教育、医療との関係、雇用、それと住居という形でこういう生活の実際重要な部分に皆様やはり満足していない、それからやはり子どもであれば親と子、逆に大人になっても関係というのが整理できていなくて、その辺の子どもの自立を親が心配していて中々手放せないという事もあり、それから差別等、無理解等、こういった違いがあるかという事について私達はこれから考えていかないといけないと思います。

ですから恐らく条例でこういう差別はいけませんよという場合に、じゃあどの差別がいけないのかと、これはただ単に理解にあるのかという部分とか、仕分けもやっていく必要があると思います。

川勝委員

ヒアリングをして、この様にヒアリングをした後にその聞いた意見を班ごとにそれぞれの委員が発表するという事をしてみて思った事なのですが、実際に自分がもっている障害とか自分が関わっている障害についてなら自分の中で分かっていたりするものはあるのですが、でもヒアリングを行って実際に聞いてみても、中々、その自分が体験していないものというのは中々理解が十分にするのが難しいなというのを感じました。

こういう風に会議の場を設けているから、この委員の中でまずその自分以外の関わっている以外の障害について本当にその多く理解していけるようにまず

この場で出来るようになる事が本当に大事だなという事を思いました。

ヒアリングを行って、こういう風な意見を聞きました、というだけで終わらせるのでは無くて、ヒアリング、その話を聞いていて、わからない所もやはりあるので、そういった所とかもっと知ってもらえたら良いなという風に思うのでそういうヒアリングを行った後の話合いの場が必要だと思う。よりお互いの理解が深まって、ただ、こういう意見が出たからこういう事例があったから、こういう条文を作っていけばいいという、その形として、整理というか整備するだけじゃなくて、本当にこういう風な問題が本当にあるんだなという風にどこまで理解できるのかが求められると、それは難しいと思うのですが、出来るだけそれを本当に理解できるように、この場でする事が大事だと感じたので、ヒアリングの後に検討の場にそこはこうなんじゃないかと思う所があるのでそういった所があれば良いなと思いました。

精神の事についてでしたら、さっき精神当事者のヒアリングを行ったと伺って、精神の人は意見がしっかり言えてびっくりしたと、確かに意見はしっかり言えますが、入院者については大変だが地域の人はまだ大丈夫じゃないかという様な捉え方をされたりする所があるのを聞いた事があるのですが、私でもやはり生きづらさを持っている所があるので・・・。

高嶺会長

時間がありませんので・・・

こういう場でご意見を言ってもらって、それでやはり今まで感じて無かった事が色々感じてこれたので、その分感じた事を皆さんのご意見を聞いて理解されていると思いますが、その辺だけ自分の感じた事、ヒアリングの後で時間があればそういったお話できれば良いんじゃないかと思います。

そろそろ時間も迫っていますので実は今日、こちらの長位委員の方から、この委員会に提言ありますので、お配りの資料を読んで頂いて、これを長位委員の方から説明をお願いします。

長位委員

まず今現にヒアリングを3回しています。

これがほとんど障害を持っている関係者のヒアリングで私達のこの生きて行く社会の中では障害者と関わった事のない人達も沢山いる、見た事がない、話した事が無い人達も沢山いる中でこの条例を作っていかなければいけないと思っています。

だから県民会議だけでは、凄く皆様多忙の中調整していくのは難しいと思うので、私達、元々条例づくりの会という形でそれぞれ任意団体であってもやっ

ている人達がいるので、是非その人達も活用して頂いて、県民会議の委員では出来ない、一般社会に対してのヒアリング見たいなものも是非やりたいという風に思っています。

それは企業だとか、一般労働だとか、障害者と関わって怖い思いをした事があるとか、養護学校のバスの送迎で抱きつかれて一生障害者と関われないという人も多いんですね、そういう人達も含めアンケート形式とかチームワーク見たいな形で勉強会みたいな事をしていけたら良いなと思います。それも県民会議の意見として反映させて頂けたらと思い今日提案しております。

高嶺会長

今の趣旨だと長位委員が別で他の団体にもヒアリングしてそこで聞いた事をその場で報告することについては、どうでしょうか。

金城課長

少し事務局から長位委員のご意見について少し考え方というか、進め方を整理させて下さい。

お話の中で差別事例であったり不利益的な取扱いであったりとか、障害者や障害者の家族の方、もしくは関係者の方に聞き取ってどういった実態があるのかというのを今作業としております。

それをまとめて方策に取り組んでいきますが、方策を取りまとめた段階で、県民意見のタウンミーティングやアンケートを取る形でパブリックコメントをしたりという形を取ろうと思っております。

そういった段階でそういったこと（長位委員の提案）を検討したらどうかと思いますが、今の差別事例も把握しながら色々一般の企業の方や県民の方にもするとなると作業が分散して大変だと思うので団体も踏まえそういった事もご検討頂ければと思っております。

高嶺会長

照屋委員どうぞ。

照屋委員

今、長位委員の提供資料という形で見させて頂いているのですが、私は長位委員がまとめている、これを作成する為にこの会議があるんじゃないかという事で私はこの会議に参加させて頂いているつもりなんです。

これが2月の7日に作成されたとあるのですが、2月7日に策定されて、私は9月からこの会議が始まっていて、2月に出来あがっているものを今こういう風

な形で話をする中で、これが出来あがって、これ提供して、これどうですかという形だったら、この会議をする意味合いが無いのではないのかという気がするんですね。

障害者県民会議後に、この前文からなにから出来あがるものじゃないかという風な気がするんですけども、私はこれを作る為にこの会議があると思っています。

この出来あがっているものを出されるのであれば私は明日からこの会議に出る必要はないと思っています。

高嶺会長

前回、条例を作る、民間の団体が条例案を作って、それで知事に提案してこういう条例案を作りましょうとやられてきて、今日は、実は前回条例案のこれはもちろんこれから作っていく条例なのですが、既にこういった条例案もつくられていますので参考にしたいという事で今日、皆様にお配りしました。

照屋委員

これをこういった会議の下に出来あがりましたという形で、会議をしたという既成事実をつくる為の会議なのかなという捉え方で私は捉えているんです。

まだ私は外に出ていて、障害をもっている人達のヒアリングをして、A班、B班、C班にわかれて、一回やっただけじゃないですか。その中で当事者ではないですね、皆様がどれほどの思いがあるというのをこれから半年間かけて2月3月までかけてそれをもって汲んで最終的に2月の所にそういった案という形をここで拾い上げたものが事務局の方で案としてこういったものがあるのですがどうですかというのであれば話はわかるんですが、2月7日につくったものをこれを参考にという風に出した場合これのどこを修正するのかという形になるんじゃないですか？

違いますか？

高嶺会長

はい。他に。

田中委員

照屋委員おっしゃる通り、これはガス抜きでもなければ既成事実づくりでもないと思うんです。

というのはこの条例づくりの会が作った案で、これは随分長い時間をかけてつくって頂いて、私も何度か会議に参加させて頂いて、ただ前回の会議の時に

この案を条例案もこの中に入れて欲しいという意見が実はあったんですね。

それで今回付けたと思うんですが、ただ私もこの件について、この意見については照屋委員と同感で、最終的にここに行きつくのではなく、我々がこういった話し合いをする、あるいはマスコミの方達に逐一報告して頂く、そういう啓蒙活動自体が、既に条例づくりだと私自身は思っているんですよ。

ですからその後に文言は別としてこういったものが少しずつ出てきて、という時間がかかるような形なのがいいと思っていますし、同じだと思うんです。

ただ今ここにこれが出てきて、じゃあなんだという風に思われたんでしょうが、実際にこれを今ここで出す必要があったかどうかというのは実は、この前もそう思ったんですね。

まだ後でいいだろうと、最終的にこういうものを作るのに素案は他の県の、この前北海道等でしていましたので、それはすでに出来上がっているものですから、これがまだ出来ていないもので、今ここでだしている事にまだちょっと早いんじゃないかと思ったんです。

だから照屋委員がこういった疑問を持つ事は当たり前だとおもいますが、流れとしてはこれに行きつくという事では無いと私は思っております。

照屋委員

例えばこういった条例案という風な事を、事務局の方である程度話を進めていて、委員の皆様にご意見を求めるという形じゃないかと思うんですね。

これは委員の皆様がつくったんじゃないですか？委員の中の一部の人達がこれをつくっていませんか？

田中委員

ここの委員ではないです。条例づくりの会という別の組織で作っています。

照屋委員

別の組織が作っていますが、皆様別の組織の中ではその何名かこの委員の中にも入っていませんか？

そうですね？そうであるのであれば、私は何のためにここに事務局や皆様がいるのかという事が言いたいんですよ。

そうであるのであれば事務局の方々必要ないと思います。

この中の皆様が話し合っただけでこういった形で来ているので皆様いかがですか直すところやってくださいという方がまだ話は早いと思うんですよ。

だってこれ2月につくったものじゃないですか。今は9月から始まっているんですよ。

皆さんは2月、あるいは1年前、2年前からこの準備はしていたかもしれません。

少なくとも自分は2ヶ月前からしかこの会議に参加していないので、いきなりこんなの出されても私この2ヶ月間何をしていたんだろうと思うんですよね。

高嶺委員

基本的には、これを進める時にすぐ我々の中で共通認識を持つ必要がありますね。

これ条例は、県の方でつくる条例ですので、その為の様々な色々な材料としてやっているという事で、恐らく具体的な中身というのはこちらで色々提言されたのを踏まえて、それを県の方でつくるという事になると。ですから、これをそのまま条例にした方が良いという風な意見も大勢の人がそう思うならそれが良いんですが、恐らくそうではないので、今までの色々な他の県でつくられた、これは条例を含め、参考として何名の方が見たいという事で出させて頂きました。

ですから基本的にはこちらで、我々の方でつくるのが時間的には在りませんので基本的には県の方で条例案をつくる事になると思うんです。

こちらでは重要なポイントを出してもらって基本方針をつくって、それを基にして条例案をつくるという形になってくると、この辺は事務局の理解は、これでよろしいですか？

西原委員

議事の進行についてなんですが、例えば今日の会議次第の中にもこの件について載って無いと思うんですね。

だから公開にされていて、それで要約筆記もされていて、手話通訳も準備されていて、誰にでも公開するという、事務局は一生懸命しているのはわかるのですが、事務局はこういった資料が出た時にすぐ「はい」と会合に出すのですか？という所がですね。事務局として会議の進行上されているのかなという事がわからないものですから、会議次第にもないのにぱっとこれが出てくるというのは、一体事務局の皆様はどういった風に思っていますか？

そこら辺の会議の進行のあり方については事務局でしっかりして頂かないと、どうしてこれが今日出るのだろうか。今日の会議次第にもものっていないのというのがあるんです。

そこを事務局はこういった議題についてはちょっと持って来られた事についても議題にして構いませんという事であれば委員の皆様全部だして全部議論しますかというのがあるので議事進行については事務局できちとなさっていただ

かないと困ると思います。以上です。

高嶺会長

これも少し前に、私と委員とこういつて出しても良いのかどうかという事でしたが、その辺はこれから気を付けて、やっていきたいと思います。

金城課長

西原委員がおっしゃったように、今回突然という事で実は前回に、その委員の提出する提出資料もいいですか？という風な了解があったものですから、今回提出させてもらいました。

ただこちらの方の行き届かなかった部分で、資料がギリギリになったり我々の都合もあり、本来なら配布資料の所に例えば 長位委員提出資料とか〇〇委員提出資料という事でお付けするべきだったと反省しております。

そこらへんきちっとこれからやっていきたいと思います。

大変失礼いたしました。

高嶺会長

事務局の提案で少し休憩いれたらどうかという事ですので5分程度休憩をいれたいと思います。

(5分休憩)

高嶺会長

そろそろ会議を再開したいと思いますので席にお着き下さい。

先程の資料に関して言えば、委員が提出したい資料であれば提供してもらって、次回の会議でご提案の資料として、どの委員が提供した資料という事で記載して頂くという事で、委員の方、資料でシェアしたい物があれば提出して構わないと言う事は前回会議で了承されていますのでそういった事でお願い致します。

それから、今、障害者と関わったことのない人に関するヒアリングというのも事務局の方からご説明ありまして、ある程度障害に関する方々のヒアリングが終わった後、パブリックコメントという形でやりたいという事ですので、そういう形でしていきたいと思います。

それで、このヒアリングについてそのもう一度確認したいのが、今事務局の方から出されたヒアリングのまとめの形式ですけどこれで構わないかどうか皆様のご意見伺っていきたいのですが、これから、これずっと続きますので終わ

るまで、このフォーマットは、簡単に変えられないので皆さんご意見があったら皆様にお伺いして、あるいはお気づきした件がありこういった項目を付けて欲しいという事であれば今日で上手く提言したいのですが、また県民会議があるのはまたある程度ヒアリングが終わってからになります、そのへんどうですか？

長位委員

内容等は分かりやすいと思うのですが、もう少し私達が知りたいのは、実際にこれは差別なのか差別じゃないのかというのは、この会議の中でこれは事務局であるのかする事ではないのかどうか、具体的な、「差別なんですかこれ」とヒアリングの時間かれるのですが、ヒアリングを聞いていて難しい部分なんですね。

具体的に「これは差別です」とはっきり言っていいのか少し教えて頂きたいのです。

高嶺会長

どうですかね、ヒアリングをしてこれは差別だという風にはちょっとどうですかね？その辺ご意見頂きたいです。

田中委員

これは私の考えなんです、ヒアリング中にその結論を出す必要はないと思うんですよ。

もちろん言われた事を全てお伺いして、我々はそれをどう受け止めるか、個々により違うと思いますから、その段階でこれがそうだとか違うとかいう結論を出してしまうとそこで議論が止まってしまう気がします。

高嶺会長

照喜名委員どうぞ。

照喜名委員

今委員長が言われているのはこのフォーマットについてという事になっているのですが、例えばこれふり仮名振られていないんですが、知的の人でこれが読みにくいとか理解しづらいというのは無いですか？

喜舎場班長

新垣委員用には振り仮名が振られております。

照喜名委員

ありがとうございます。

高嶺会長

これは資料としてはまだ公開はされていないという事で、このヒアリングの結果を公開するかどうかというのはいかがですかね？

今この部屋の中では公開されておりますが、まだ外には出されていないのでこの辺はいかがですかね。

川勝委員

公開しない方が良くと思うんですが、ヒアリングをする対象者の方でも名前を伏せてという方もそういう普通出たくないという人も居て、それでも意見を言う事により何かもしかしたら自分とわかるのではという少しでも不安を感じさせてしまうと良くないと思うので公開はどうかかなと思ったりするんですが、どうなんですかね、もし、一部だけする、なにかもしヒアリングしていて自分の意見、ヒアリング対象者の人が公開しないで欲しいという人がいたらその人はしないとかそういう風にするか、とか完全にしないか、全部するというのはどうかと思います。

しないか、するものをちゃんと許可を得てするかという形にした方が良くのかなと思います。

伊佐委員

事例の話、今まで、この条例が制定された都道府県の話になるのですが、千葉県でも800件あった、熊本県でも800件事例があったという事で挙がっています。

やはりそういったモデルがありますのでそういった所の公開の仕方とかこれは差別にあたるのか当たらないのかという物差しがあると思いますのでその辺参考にしながらやっていったらどうかと思います。

高嶺会長

これは公開についてですか？

伊佐委員

そうですね。その辺踏まえてした方がいいと思いますが。

高嶺会長

それでは少し事務局の方から

金城課長

事務局から補足させていただきます。

ヒアリングに対して、「公表しても良いか」というのはそれぞれ事前に（ヒアリング対象者に）聞いております。

今後そういった手続はとっていきたいと思っています。

ですのでまず個人は特定致しませんが、中身については公表しても差し支えないというのを事前をお願いしていますので、それで関係団体リストという事で関係団体をワンクッション置いて取り扱いさせてもらった次第でございます。

今回のものについては、それぞれの当事者の方、家族の方も公表して構わないと言う事を示されておりますのでその辺は御了解して頂きたいと思います。

今後ヒアリングを進める中で公表して欲しくないというのがありましたらそれは当然除いています。ただ、基本的にはこれを収集するのは県民にこういった不利益的な事や差別的な事があったというのを理解させることが大切な事になります。そのために施策を組んで行く事になりますのでその辺他県等参考にしながら色々な事例を把握していきたいと思います。

高嶺会長

今の事務局の説明がありました。

ヒアリング当事者の方は既に今回は構わないと言う事です。

いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは原則として公開としてよろしいでしょうか？

（異議なし）

はい。ありがとうございました。

それでは次の議題に進めたいと思いますが、差別事例ヒアリング日程について、事務局からご説明お願い致します。

森山副参事

障害保健福祉課副参事の森山でございます。

座って説明させていただきます。

12 ページをお開き下さい。

これは、今後の日程になります。

今年中には終わりたいと言う事で日程を組んでおります。

まず班ごとに A 班の場合は毎週火曜日、B 班は木曜日、C 班は水曜日という事で日程を組みました。

これは例えば、番号の 1~5 番まで日時ありますが、これはこの団体はまだ確定しておりません。

今後調整しまして、例えば 1 番の脊髄損傷連合会は何月何日という事でこれから決めていきます。

とりあえずは火曜日という事で上げております。

今後の調整ですね。

下の方の網掛けなのですが、これは既に終了したものでございます。

6 番のろう者友の会、7 番の視覚障害者福祉協会、それと 11 番の那覇市身体障害者福祉協会については既に日程が確定しております。

15 番なのですが、肢体不自由児者協会なのですが、これもヒアリングを行おうと思ったのですが、実は 8 番の重症心身障害児者を守る会、これと対象者がダブるんです。

それで肢体不自由児者協会は取り止めという事にしました。

時間は 2 時~5 時までという事で考えております。

この日程は今年中に終わる事にしておりますが、年明けの 1 月には離島の状況も把握したいと思ひまして、宮古、八重山、それぞれ 1 回ずつヒアリングを考えております。

それで、一応その行かれる委員ですが、特に A 班、B 班関係なく参加出来る方それぞれ 5 名ずつ募っていきたいと考えております。

日程は一泊二日でございます。以上です。

高嶺会長

この日程について何かご意見ありますか？

長位委員

この日程の調整に関しては事務局の方でやって頂けるという事ですか？

森山副参事

そうでございます。

金城課長

補足です。第1回の会議の時にヒアリングは12月までに終わりますという事でスケジュールを示したものでかなりきちきちで毎週作業が入るという事になります。

ただ、一応第1回の時決めましたが、委員が3名をもし切った場合には別の日程で調整させて頂きますので、12月までに必ず終わらすというわけではなく1月まで引っ張る場合もありますが、一定程度、委員の日程を確保したいという事が私共考えとしてありますのでA班は何曜日、B班は何曜日という事で事務局で勝手にお示しさせて頂きました。

日程についてはまた今後事務局の方から各委員の方に曜日をお示ししていますので確認した上でチームを組めるかどうかを確認させてもらって具体的な日程を決めさせて頂きます。

それは出来るだけ早くご連絡差し上げたいと思っておりますので宜しくお願いします。

高嶺会長

比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

日程を決める、場所を決めて頂くのは良いのですが、やる前に前もって連絡を頂きたいと思います。

この日の場所について地図を添付して頂けると助かります。

前回行って間違った場所に行ってしまいまして、もし宜しければ地図を添付して頂きたいです。

森山副参事

わかりました。

高嶺会長

まだ、日程が決まって無い団体が多いですので、もちろん場所と時間もお伝えすることになると思います。先程説明ありましたように、3名以下になるとやはりどうしても1月にかかるという事もあります。

よろしいでしょうか？3名以下であればスケジュール等調整して行きたいと思いますが。

森山副参事

3名以上であればOKで2名以下であれば、調整するという事です。

高嶺会長

3名以上であればOKだという事です。

照喜名委員どうぞ。

照喜名委員

例えば、今調整これから早くしないと間に合わない、相手の都合あるしこちらにも都合あるのですが、例えばA班が二人になったり一人になった時他の班からも募るといのは無いですか？

それは考えて無いですか？

森山副参事

それは考えておりません。

高嶺会長

各班、各委員目いっぱいという事ですので難しいと思います。

それでは、これをベースにして宜しいでしょうか。どうも有難うございます。

これで行きたいと思います。

その次の議題ですが、障害者の権利擁護の為の差別事例アンケートについて事務局の方から説明をお願いします。

金城課長

それではご説明させていただきます。

13ページをお開き下さい。

前々から委員の皆様から要望がございました、ヒアリングだけでは差別の実態等把握するのは少な過ぎるのではないかという事でインターネット、それと郵送等含めやりたいと思っています。

月曜日から1ヶ月間、12月21日までになりますが、予定する内容でございます。

基本的にはヒアリングで聞いている事と同じような形でインターネットで直接、電子申請が出来るよう県のホームページの方に載せる形にしております。

スタイルとしては仮のベースに置きかえると14ページの様なイメージになりまして、インターネットの方にはこの項目の方にどんどん入れ込んで行くという中身になります。

合わせて団体等というか、ペーパー等でも申し込めるようにという要望もございましたので 15 ページの関係団体の方に会員であったりとか、その所属の皆様の方にご周知願いたいという風な形のご依頼も合わせて実施したいと考えております。

こういう形で進めたいと考えておりますが、ご報告という形で宜しく願います。

高嶺会長

この件について皆様ご意見いかがでしょうか。

岡野委員

質問なのですが、関係団体の方にこのアンケートの書類を郵送して送るという事ですか？

喜舎場班長

今考えているのは FAX 等お流ししてこのホームページ上のものを参考にして下さいという様な感じの周知を考えております。

それが厳しいのであれば今の FAX の裏にお手元にお配りしたヒアリングについての方も一緒に付ける形で周知したいと思います。

そういった感じで基本的には情報として、その情報に基づいて、それぞれ本人さん達が郵送、FAX、インターネットで申請出来るという風な事を考えております。

岡野委員

わかりました。ありがとうございます。

長位委員

インターネットが苦手な私達がいるんですね。それで、マスコミさんがいらっしゃるんですが、新聞とかでもこのアンケートを流すという事は出来ますでしょうか？

新聞で流れてきた情報を電話とかでかかってくるんです。

それを事務局は考えられてますでしょうか？

喜舎場班長

今日ここに来ていらっしゃるマスコミの方もいますが事務局の方からもマスコミの方にこういった事をしているという情報はお流ししたいと思います。

高嶺会長

高良委員どうぞ。

高良委員

アンケートに関する情報の中で 6 番目に上記の様な事例を無くす為に地域社会の求める事、これだけでは不十分じゃないかと、つまりは行政、または地域社会に求める事で行政が主体的に一緒になって条例つくる訳ですから、これを実行する為にはどういった方法があるのかが議論の対象になりますので、行政も大きな役割があるのではと思います。これを入れた方がいいのではないかと思います。

高嶺会長

今の提案は行政及び地域社会という形ですね。

如何ですか？

金城課長

行政という表現かどうかは少し検討させて頂いて、市町村等とするか県市町村等とするかもしくは自治体とか少し言葉の使い方については検討させて下さい。

高嶺会長

比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

関係団体全部で 58 団体あるようです。

それも良いんですが、聞きたいのは、ろう学校であるとか、また手話サークル、全通研（全国手話通訳問題研究会）等の関係団体にも郵送なり情報提供してはどうでしょうか、してもいいですか？

金城課長

障害関係の団体は相当数あるものですから、その関連する団体で今ここに来ている皆様含め是非色々な所に周知をお願い出来れば良いなという風に思っていますのでその辺のご協力は是非お願いしたいと思います。

すみません、我々だけの力では足りない部分が多々ありますので、是非委員の皆様のお力、所属団体のお力も使って頂ければという風に思っておりますお願いします。

高江洲委員

障害との関係という事ですが、市町村の窓口もあり、関わっている方もいると思うのですが、そちらの方には予定はあるのでしょうか？

金城課長

一応、先程も今回のヒアリングの目的は不利益的な部分であったり差別の部分の把握という事になりますので、まずはその当事者、それと家族、関係者という風な方からの意見を聞きたいと思えます。市町村だったり関わっている方等にどういった事をしなければならないのかとかどういった事をするのかは次の段階になると思えます。

今回は差別事例等を把握するという風な形で考えております。

高嶺会長

趣旨としては出来るだけ色々な所にお聞きして、事例を集約するという趣旨ですので、今県の事務局の方にだけ負わすのではなく我々も色々な方法として色々情報をお渡しするという事で宜しいでしょうか？

照喜名委員

このアンケートは当事者、家族、関係者という事になるという事ですよ。例えば、施設の方がそういった差別を見たとかいう時にはどこの対象者に応えたら良いんですか？

そんな感じのものとか当事者だけに見えるのですが、それはどうでしょうか。

喜舎場班長

今のお話からするとアンケートも含めるべきだと思ひ、出来るだけわかりやすいように当事者、ご家族とかいう言葉で記載しております。等とか関係者とかいうのも可能なのですが、メッセージという事で関係者とあえて入れていませんが、結果出てきたら事例として入れたいと思ひます。

高嶺会長

他にそういった意見ありますか？

それでは無ければこの形で進めさせて頂いて宜しいでしょうか？

(異議なし)

高嶺会長

そういう事でご了承をお願いします。

議事のその他連絡事項で、日程も含め事務局からご説明をお願いいたします。

喜舎場班長

次回の日程でございます。次回第4回になりますが、当初ご案内していた日程が12月26日でしたが、恐縮ですが今事例ヒアリングがまだ集中的に行っている事を考えて第4回は12月ではなく、年明けの平成24年1月19日木曜日午後2時から4時という日程で考えております。

これは第5回でその前にお渡しした日程に少しずらしたという事です。

1月19日木曜日午後2時～4時までという事で考えておりますので日程の方宜しくをお願いしたいと思います。

決定とさせて頂ければこの場でありがたいのですが。

高嶺会長

それでは12月の県民会議は無しで、1月という事で宜しいでしょうか？

(異議なし)

これで全ての議題が終わりましたので、時間も丁度になります。

今日は様々なご意見があって、出来るだけ各委員の思った事を全てこちらで話して頂いて、話し合いながら理解を深めて行きたいと思っております。

喜舎場班長

今日はどうもありがとうございました。

以上を持ちまして今回の会議を終わりたいと思います。